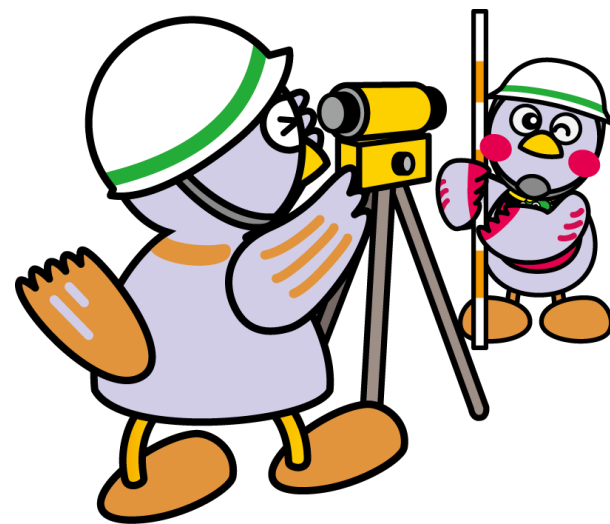




「熱中症対策」について

～令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則について～



埼玉県 県土整備部 建設管理課

音声「VOICEVOX:春日部つむぎ」

本日の説明内容



1. 職場における熱中症による死傷者災害の発生状況
2. 熱中症による死亡災害の傾向
3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行
4. 熱中症対策の参考サイト

1. 職場における熱中症による死傷者災害の発生状況



職場における熱中症による死傷者数の状況（2015～2024年）

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、2024年に1,257人と、死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となっている。うち、死亡者数は31人と、死亡災害について統計を取り始めた1989年以降、当時、観測史上1位の猛暑であった平成22年の47人に次いで多くなっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2015～2024年）

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)

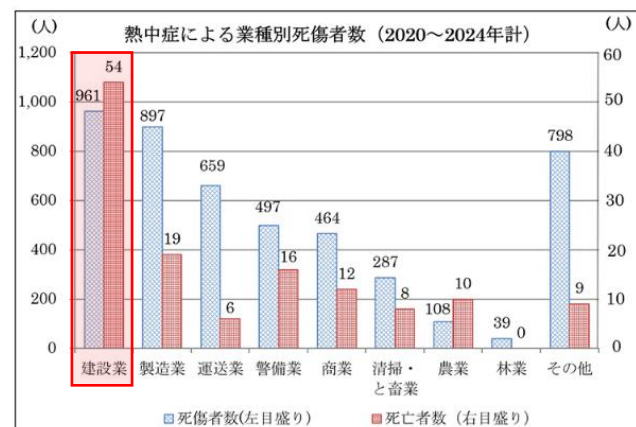
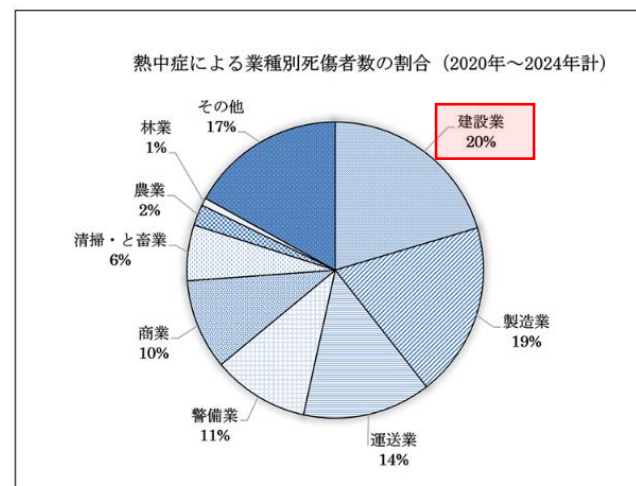
※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



業種別発生状況（2020～2024年）

2024年の死傷者数1,257人について、業種別でみると、製造業が235人、建設業が228人の順で多くなっている。死亡者数については、31人のうち建設業が10人と最も多く発生しており、次いで、製造業が5人となっている。

また、2020年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、業種別でみると、死傷者数、死亡者数ともに建設業、製造業の順で多く発生しており、年によって、製造業と建設業の順番は入れ替わることがあるが、いずれの年もこの2業種で死傷者数は約4割、死亡者数は約5割から6割程度を占めている。



2. 熱中症による死亡災害の傾向



職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行



令和7年6月1日施行

出典:「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」
基発0520第6号 厚生労働省労働基準局長 通知

出典:厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット

〔改正の趣旨〕

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上之死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっている。

特に、死亡災害については、3年連続で30人以上 となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、**熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。**

〔改正の概要〕

1. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知
2. 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行



基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行



熱中症のおそれのある者に対する必要な措置の内容および手順

例1



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

異常等なし

意識の異常等

異常等なし

自力での水分摂取

できない

できる

救急隊要請

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復しない、症状悪化

経過観察

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等
ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、
#7119等を活用するなど専門機関や医療
機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

例2

熱中症の
おそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている など、
普段と様子がおかしい場合
も、熱中症のおそれありと
して取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際して
は、必要に応じて、救急隊を
要請すること。
救急隊を要請すべきか判断
に迷う場合は、#7119等を
活用するなど、専門機関や
医療機関に相談し、専門家
の指示を仰ぐことも考えら
れる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

出典：厚生労働省 職場における熱中症対策の強化について

3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行



[労働安全衛生規則の改正（令和7年6月1日 施行） 罰則規定あり]

○報告体制の整備・周知

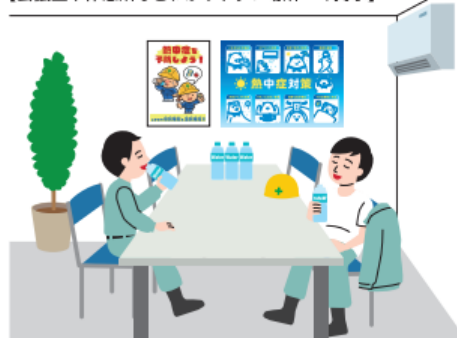
元方事業者、関係請負人問わず事業者に責任！

暑熱な場所※¹において連続して行われる作業※²等を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業員、または熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が速やかに報告するための連絡体制（連絡先や担当者）を事業ごとに定め、関係業者（作業員）に周知すること。

○重篤化防止のための手順作成・周知

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等重症化を防ぐための具体的な応急措置の手順をあらかじめ作成し、周知すること。

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【朝礼やミーティングでの周知】



報告体制や措置手順の周知の例

※¹ 暑熱な場所：湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む。

※² 暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業：WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

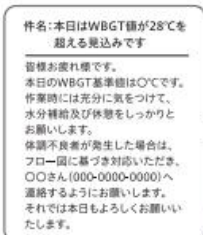
手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】

出典：令和版STOP！熱中症（国土交通省・厚生労働省）パンフレット
<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>

出典：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット

4. 熱中症対策の参考サイト



- 職場における熱中症予防情報(厚生労働省) <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



HOME | 職場で起こる熱中症 | 熱中症について | 熱中症救急ガイド | 調査会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



職場における熱中症予防対策の周知事項

～職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました～

新着情報

2025.5.30 令和6年「職場における熱中症による労働災害の防止状況」(確定版)をアップしました。

2024.5.30 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行期日について」(令和6年労働安全衛生規則の一部を改正する省令)が公布されました。



- 令和版STOP! 熱中症(国土交通省・厚生労働省)パンフレット
<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>



- 国土交通省 関東地方整備局 熱中症対策特設サイト
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000265.html>



熱中症対策の強化について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。
- ・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまくできなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内でも発症し、場合によっては死に至ることもあります。
- ・建設現場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、この数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・本サイトでは熱中症対策に関する支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WSIG(労働安全衛生)」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期短縮の考え方」等についても公開しております。
- ・建設事業場における安全対策の強化について、(国土交通省・厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋) PDF: 1,395KB

●熱中症対策リーフレット(国土交通省大臣官房技術調査課・厚生労働省労働安全衛生部労働安全衛生課「熱中症ガイド」(熱中症ガイド)「熱中症ガイド」)

<関係関連文書>

●労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行期日について、(令和6年労働安全衛生規則の一部を改正する省令)「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」)



3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行



「熱中症対策」について

～令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則について～



お疲れ様でした